

戸籍附票システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
13	戸籍附票システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	全部証明（特別の請求等）	-	-	-	令和8年6月9日異動（職権修正等）（令和8年6月9日職権）	令和8年6月9日異動（職権修正等）（令和8年6月9日職権）	システム上の理由	誤記		軽微な修正	ご指摘のとおり、「令和8年6月9日異動（職権修正等）（令和8年6月9日職権）」に修正する。
1	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	1管理項目	1.1戸籍の附票データ	1.1.6旧氏	法第17条第8号に定める旧氏を記載できること。住民票で旧氏の変更又は削除がされた場合、戸籍の附票においても変更又は削除ができること。国外転出者の請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。	全文削除	業務効率の向上	戸籍の附票は戸籍に付随するものであり、旧氏については戸籍で確認ができるものである。事務も煩雑となり効率もさがるため、あえて附票に旧氏を記載する必要はないと考えられる。		修正なし	当該ご意見については修正なし。マイナンバーカードの海外継続利用時にも旧氏を記載できるようにすることとしており、法令上、海外転出により住民票が削除され、マイナンバーカードに記載される旧氏と旧氏の振り仮名の公証基盤がなくなるため、今後、附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載する必要がある。
3	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	11エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未入力の場合のアラートがない。	アラート項目として、「旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未入力の場合」を追加する。 表示メッセージ例：「旧氏の振り仮名が入力されていません。」	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書と同様、旧氏の振り仮名の入力漏れを防止するためにアラートを表示した方がよいと考えるため。		修正なし	当該ご意見については修正なし。戸籍附票システムにおいては、国外転出者を除いては住民記録システムで管理する旧氏及び旧氏の振り仮名が連携されることとなり、新たに旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を行う住民記録システムとは異なり、戸籍附票システム単体でのアラートの機能が必要な場面が限定的であることから実装必須として規定していない。
4	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	-	1.1.16 振り仮名 戸籍の附票においては、これまで旧氏の振り仮名を管理しておらず、戸籍の附票への旧氏の振り仮名の記載の施行日に初めて記載されることになる。	修正案はありません。解釈についての質問です。	業務効率の向上	削除者を除く戸籍の構成員についての振り仮名は戸籍の記載に連動して公証できるようになるものですが、既に婚姻等によりAの氏の戸籍から削除され、Bの氏の戸籍の構成員となっている方がAの氏を旧氏として登録している場合、当該旧氏記載者の旧氏振り仮名については、現在のAの戸籍の筆頭者が届出をした戸籍の振り仮名と連動することなく、住基側から連動させる（期間内に請求があればその通りに、なければ旧氏の記載請求書に記載された振り仮名を公証する）という考え方でよろしいでしょうか。この二つの振り仮名の届出は必ずしも一致するとは言いきれませんが、双方を一致させる調整は非常に困難を極めますので、別のものとして管理すべきと考えます。		修正なし	当該ご意見については修正なし。旧氏の振り仮名については、御認識のとおり、戸籍から連携されるものではなく、本人の請求に基づいて住民票に記載され、附票へ連携されることになる。ただし、既に戸籍において氏の振り仮名が公証された後に除籍となった場合において、当該除籍となった氏の振り仮名を住民票の旧氏の振り仮名として記載する場合は、戸籍の記載を踏まえて記載することとなるため、戸籍の記載と必ず一致することとなる。
5	戸籍附票システム標準仕様書_諸元表	戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明等)	-	-	-	【タイトル】 全部証明の場合は「全部証明」、個人証明の場合は「個人証明」と記載	修正案はありません。今後の年報作成に与える影響についての確認です。	都道府県報告への対応	当市の現行システムにおいて、戸籍の附票に「全部証明」「個人証明」という記載はされておらず、全て「戸籍の附票」という記載になっています。システム及び請求書上は全部と個人の区分は分かれています。住民基本台帳関係年報の作成においても全部証明や個人証明の区分なく「附票」として件数を報告しているため、現状では集計にあたってこれら二種類の区別をつけておりません。今後、標準化にあたってタイトルは仕様書の通りになっていきますが、住民基本台帳関係年報の作成にあたり、「全部証明」と「個人証明」を区分して集計する予定はありますでしょうか。システムの仕様そのものではありませんが、標準化に備えて当市での運用を変更するか否かの判断に関わりますので、回答をお願いします。		修正なし	当該ご意見については対応なし。現時点において、「全部証明」と「個人証明」を区分して集計する予定はない。

戸籍附票システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
	資料名	対象章	機能要件	項番①	項番②			項番③	区分			理由
6	戸籍附票システム標準仕様書	第3章	機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.16 振り仮名	-	-	システム上の理由	「旧氏については、旧氏の振り仮名を管理すること。」とあるが、戸籍附票の記載事項への「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の追加について、記載時期及び連携時期が見直され、令和9年度に先送りされている。標準化移行期限をまたがるスケジュールとなっている中、現行システム改修の改修時期が令和6年度とされているが、標準準拠システムへの移行に向けた事業者の対応が逼迫している時期でもあり、現行システムへの改修が前提であることに疑問がある。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 附票への旧氏記載に係る改修は標準準拠システム移行前のシステムに対して行う必要はない。詳しくは『社会保障・税番号制度システム整備費補助金（マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るものに限る。） Q & A（その3）』をご参照いただきたい。
7	戸籍附票システム標準仕様書	第3章	機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.16 振り仮名	-	-	システム上の理由	旧氏への振り仮名対応については、住民記録システム等標準化検討会等で急遽発信された事項であり、制度設計等が示される前に、各仕様書の想定に対する意見照会がされたことから、突然の、制度設計等が示されない段階での意見照会という順序には疑問がある。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 総務省では今後、政令を改正し、住民票の記載事項への「旧氏の振り仮名」の追加（令和7年度施行予定）、戸籍附票の記載事項への「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の追加（令和9年度施行予定）を予定している。 一方、「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方」（デジタル庁）を踏まえて、制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないう、広く開発事業者に影響を確認するとともに、検討会等で地方公共団体及び開発事業者と検討することとされており、これらを踏まえて、地方公共団体及び開発事業者の予測可能性を高め、移行に資するよう仕様書の想定案を作成し、検討を進めているもの。
9	戸籍附票システム標準仕様書	第3章	機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	-	エラー項目への追加 「旧氏の振り仮名が既定範囲外の文字だった場合」	業務精度の向上	法務省においては振り仮名で利用できる文字範囲が定められていることから、旧氏の振り仮名についても同範囲になると想定している。そのため、範囲外の文字が入力された場合は、チェックすべきと考えるため。 ※ 国外転出者の場合は、請求に基づき附票システムにて入力を行う想定のため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 旧氏の振り仮名は、「1.1.16 振り仮名」においてカタカナで管理することとしており、法務省が示す文字範囲にはカタカナが包含されている。 カタカナで管理する旧氏の振り仮名の入力に当たっては、カタカナ入力に制限する等の対応を妨げるものではなく、エラーについて仕様書で「（少なくとも「エラー項目一覧」に記載のもの）はエラーとして抑止すること」と例示列挙としていることから修正は行わない。 なお、仕様書上、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信することとされており、法務省が示す文字範囲と住基ネットで流通できる仮名の範囲は一致するものと認識している。
10	戸籍附票システム標準仕様書	第3章	機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	-	エラー項目への追加 「旧氏、旧氏の振り仮名いずれか一方を削除した場合」	業務精度の向上	旧氏、旧氏の振り仮名について、いずれか一方の削除は認められないと認識しているため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 旧氏の振り仮名が公証されるようになった後は、旧氏と旧氏の振り仮名どちらか一方のみ削除という手続は想定しておらず、エラーは不要と考える。
11	戸籍附票システム標準仕様書	第3章	機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	-	-	アラート項目への追加 「旧氏の振り仮名が未記載の場合」	業務精度の向上	住民記録システム標準仕様書には左記のアラートが追加されているが、附票システムにおいても、国外転出者の場合は、請求に基づき附票システムにて入力を行う想定のため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 NO.3と同様
12	戸籍附票システム標準仕様書	-	-	-	-	-	-	「別紙_業務フロー」に国外転出者の請求に基づき旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するフローを追加いただきたい。	業務精度の向上	新たな事務に対して全自治体の業務を統一するため。	修正なし	当該ご意見については修正なし。 国外転出者における記載の請求方法については関係省庁含めて協議中であり、当該事務の詳細が整理された後、フローをお示しする。

戸籍附票システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由			
14	戸籍附票システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	-	-	-	-	-	旧氏及び旧氏の振り仮名を削除した際の記載例をお示しください。 想定) 令和8年6月9日異動（職権修正等）（令和8年6月9日職権） 異動項目：旧氏 異動前：高橋 異動後：（空欄）	システム上の理由	削除した際の記載例を統一するため。		修正なし	当該ご意見については修正なし。 仕様書において全ての記載例を仕様書上規定することは困難であるが、御質問の事例における記載例は以下のとおり。 (例) 令和8年6月9日異動（職権修正等）（令和8年6月9日職権） 異動項目：旧氏 異動前：高橋 異動後：（空欄） 留意事項： 異動項目：旧氏の振り仮名 異動前：タカハシ 異動後：（空欄） 留意事項：